

平成 27 年 1 月 16 日

各 位

会 社 名 E R I ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 中澤 芳樹
(コード番号：6083 東証第一部)
問 合 せ 先 広報 I R グループ長 吉川 到
(TEL. 03-5770-1520)

当社子会社に対する訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ

当社が平成 26 年 2 月 5 日付「当社子会社に対する訴訟（控訴）の提起に関するお知らせ」で開示いたしました、当社子会社である日本 E R I 株式会社（以下「日本 E R I」といいます。）が、有限会社クレールベイサイド（現株式会社クレールコーポレーション。以下「クレール社」という。）から提起された訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）に関し、平成 27 年 1 月 15 日付（判決書の送達を受けた日：平成 27 年 1 月 16 日）にて判決の言い渡しを受けましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

(1) 裁 判 所 : 名古屋高等裁判所

(2) 判 決 年 月 日 : 平成 27 年 1 月 15 日

(日本 E R I が判決書の送達を受けた日 平成 27 年 1 月 16 日)

2. 本件訴訟の当事者の概要

(1) 子会社（被告、被控訴人）の概要

① 名 称 : 日本 E R I 株式会社

② 所 在 地 : 東京都港区赤坂八丁目 5 番 26 号

③ 代表者の役職・氏名 : 代表取締役 中澤 芳樹

(2) 相手方（原告、控訴人）の概要

① 名 称 : 有限会社クレールベイサイド訴訟承継人
株式会社クレールコーポレーション

② 所 在 地 : 名古屋市中村区名駅三丁目 19 番 18 号

③ 代表者の役職・氏名 : 代表取締役 坂井 幸治

3. 判決に至るまでの経緯

平成 21 年 11 月 5 日付でクレール社より、事業に使用していた建築物（クレール社が賃借）が名古屋市より同市建築条例違反であるとの指摘を受け違法建築物として撤去されたことに関わったとして提訴されていた、日本 E R I 他、設計事務所、建築会社、及びインテリア会社を被告とする損害賠償請求について、名古屋地方裁判所は、平成 25 年 11 月 26 日、日本 E R I に対する請求を全て棄却する判決を言い渡しました。

本件訴訟は、当該判決を不服として平成 25 年 12 月 11 日付で、クレール社が日本 E R I に対し、金 2 億円及びこれに対する平成 21 年 11 月 13 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払いを求め、名古屋高等裁判所に控訴していたものです。

4. 判決の内容

日本 E R I に関する判決は以下のとおりであり、同社の主張が全面的に認められました。

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴人の当審における追加請求をいずれも棄却する。
- (3) 当審における訴訟費用は控訴人の負担とする。

5. 今後の見通し

本判決による当社連結業績への影響はございません。今後、本件訴訟に関して開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上